

## びんごもの創り推進会議 会費及びプラットフォーム掲載に関する規定（案）

### （目的）

第1条 この規定は、びんごもの創り推進会議会則（以下「会則」という。）第9条に基づき、びんごもの創り推進会議（以下「本会議」という。）の事業運営に係る会費及びマッチングプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）への掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### （会費）

第2条 会員は、本会議の運営に充てるため、次の区分に従い会費を納入しなければならない。ただし、令和8年度の会費は、年額の半額とし、本会議の設立日において、会員である場合は、入会費は無料とする。

（1）会則第5条第1号に規定する正会員

会 費 年 額 20,000円

入会費 50,000円

ただし、自治体を除くものとする。

（2）会則第5条第2号に規定する賛助会員

免除

2 年度の途中において入会した会員であっても、当該年度分の会費の月割り計算は行わず、規定の全額を納入するものとする。

3 前項の会費及び入会費は、プラットフォームの維持管理費、システム更新費及び本会議の運営費等に充てるものとする。

### （プラットフォームの掲載）

第3条 正会員は、本会議への入会に伴い、本会議が運営するプラットフォームに情報を掲載するものとする。

### （納付時期及び方法）

第4条 会費は、毎年度、事務局の発行する請求書に基づき、指定の期日までに一括して納入するものとする。

### （還付）

第5条 既納の会費及び入会費は、理由の如何を問わず、これを還付しない。

### （委任）

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この規定は、令和8年〇月〇日から施行する。